

蒲水第531号
令和2年1月24日

指定給水装置工事事業者 各位

蒲郡市 上下水道部 水道課長

道路工事現場における保安設備の適正な設置等の徹底について（通知）

警察署に提出した道路使用許可申請書の保安設備と、工事現場の保安設備が一致していないという事案がありました。指定給水装置工事事業者は、下記のことには注意し、道路での給水装置工事を行ってください。

記

- 1 工事現場における作業員の安全と、一般交通の安全及び円滑を確保するため保安設備の設置方法については十分配慮すること。
- 2 保安設備の配置は、「道路工事保安設備設置基準」（愛知県建設部）に基づき、作業場所、作業内容等に応じて配置形態を定めること。
- 3 保安設備の設置は、道路使用の内容に基づき配置するとともに交通誘導員を配置すること。
- 4 工事予告看板の設置、工事ビラの配布等を行い、周辺住民に工事の周知をすること。
- 5 通行止め又は車両通行止めにて施行する場合は、町内会（地元総代）や学校等には事前に工事の説明を行い、了承を得ること。通行止め路線が複数の町内会や学校等が関係する場合は、そのすべてに説明を行うこと。

| | |
|-------|---------------|
| 担 当 | 水道課 給水係 永井、柴田 |
| 電 話 | 0533-66-1206 |
| ファックス | 0533-66-1182 |